

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

東海市は、昭和44年に上野・横須賀の2つの町が合併し誕生した市である。

昭和30年代から始まった臨海部の鉄鋼産業の立地は、上野・横須賀両町にまたがる形で行われて、この地区は鉄鋼基地を中心とした一大工業地帯へと発展した。このことにより、全国各地からの急激な人口の流入が進み農漁村から工業都市へと変貌していく中で、工業生産の増大や、農業の近代化、また人口増加など飛躍的発展にそなえ、2町の合併に至ったものである。

こうした中、古くからの人口集積地であり交通結節点である太田川駅周辺は、昭和46年の大規模小売店舗（ユニー大田川店）の出店もあり本市誕生以後、中心市街地として発展をしてきた。

しかし、その後も続く急激な人口増加等に本地区の市街地としての整備が追いつかず、また近年のモータリゼーションの進展と相まって、急増する人口の収容を郊外に求めるようになったことから、太田川駅周辺の中心市街地も性質が低下することとなった。

前計画では、太田川駅付近の連続立体交差事業が完了し地域の分断が解消されるとともに、駅前イベント広場（50m歩道）や大田公園の整備等の市を中心とした大規模な施設整備を進めることにより、居住人口や来街者が増加しつつあるが、土地区画整理事業の地区内において見込みほど居住人口が伸びていない地区もある。

(2) 市街地の整備改善事業の必要性

前計画では、太田川駅周辺地区の中心市街地としての位置付けを確立して、東海市の顔・玄関口とする都市基盤整備は計画通りに進んだことから、引き続き中心市街地が魅力的であり、良好な景観や人でにぎわう空間の形成を進める必要がある。

そのため、狭小道路・密集市街地の解消など効率的な土地活用を目指した「東海太田川駅周辺土地区画整理事業」を核事業として、都市基盤整備を補完するための公園・歩道の整備を始めとする事業の展開は、当市の目標とする「まちなか居住の推進」や「地域経済の活性化」、「来街者の回遊性の拡大」のために必要と考える。

(3) フォローアップ

毎年度末に事業進捗状況の調査を行って、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時においても再度進捗調査を行って、中心市街地の活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

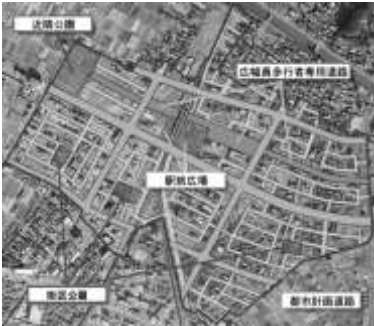
該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 1 太田川駅東歩道整備事業</p> <p>○ 内容 太田川駅東歩道のインターロッキング、植栽等を整備する 延長 350m</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～平成29年度</p>	・東海市	50m歩道につながる歩道を本市の花である洋ランを活かし整備することで、太田川駅を起点としたまちなか散策が促進され、中心市街地の回遊性向上とにぎわいが創出され、まちの魅力が向上するものであり、居住者の増加を図るために必要な事業である。	<p>○ 支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(太田川駅周辺地区)(H27～H29))</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～平成29年度</p>	
<p>○ 事業名 2 公園事業 (大田公園)</p> <p>○ 内容 駅西地区の近隣公園を、新旧住民が交流し、大人も子どもも楽しめる場として整備する 大田公園 1.5ha</p> <p>○ 実施時期 平成25年度～平成29年度</p>	・東海市	中心市街地の快適な生活環境と緑の空間が確保され、まちの魅力が向上するものであり、居住者の増加を図るために必要な事業である。	<p>○ 支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(太田川駅周辺地区)(H27～H29))</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～平成29年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 3 公園事業 (天尾崎公園)</p> <p>○ 内容 駅西地区の街区公園を、新旧住民が交流し、大人も子どもも楽しめる場として整備する 天尾崎公園 0.25ha</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～ 平成29年度</p>	<p>・東海市</p>	<p>中心市街地の快適な生活環境と緑の空間が確保され、まちの魅力が向上するものであり、居住者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(太田川駅周辺地区)(H27～H29))</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～ 平成29年度</p>	

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 4 東海太田川駅周辺土地区画整理事業</p> <p>○ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 64.3 ha ・幹線道路 延長 4,076m ・区画道路 延長 12,061m ・歩行者専用道路 延長 1,773m ・公園(都市計画公園4箇所) 面積 24,000m² <p>○ 実施時期 平成4年度～平成32年度</p>	<p>・東海市</p>	<p>太田川駅周辺の優れた立地条件を活かし、市の玄関口としてふさわしい中心市街地とするためには、土地区画整理事業による住宅環境・都市機能の整備・向上を図る必要がある。</p> <p>こうしたことにより、便利で快適な居住環境が創られ、まちの魅力が向上するものであり、居住者の増加を図るために必要な事業である。</p> 	<p>○ 支援措置</p> <p>①社会資本整備総合交付金 (道路事業(区画))</p> <p>②社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(太田川駅周辺地区))</p> <p>③社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(太田川駅周辺地区(地方都市リノベーション事業)))</p> <p>○ 実施時期</p> <p>①平成22年度～平成32年度</p> <p>②平成22年度～平成23年度</p> <p>③平成25年度～平成26年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 5 公園事業 (御洲浜公園)</p> <p>○ 内容 駅西地区の街区公園を、新旧住民が交流し、大人も子どもも楽しめる場として整備する 御洲浜公園 0.4ha</p> <p>○ 実施時期 平成30年度～ 平成31年度</p>	<p>・東海市</p>	<p>中心市街地の快適な生活環境と緑の空間が確保され、まちの魅力が向上するものであり、居住者の増加を図るために必要な事業である。</p> <p>なお、御洲浜公園については、近接地区にホテル等の宿泊施設が進出した場合には、日本庭園を中心としたレイアウトを検討する。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

太田川駅の駅前には子育て総合支援センターや市民活動センターが入るソラト太田川、総合病院があり、市役所や図書館、温水プール、青少年センター、児童館、ケーブルテレビ局などの施設も中心市街地から徒歩圏内に立地している。また、前計画により、駅前イベント広場、1,000人を超える集客が可能な大ホールをもつ芸術劇場（ユウナル東海）、大屋根、観光物産プラザ、日本福祉大学東海キャンパス、パスポートセンター等が整備され、都市機能の集積が高まり、新たなポテンシャルが加わった。

このように中心市街地及びその周辺には、様々な都市福利施設等が集積し、大きなポテンシャルを有していることから、既存のストックを活用し、機能やサービスの充実を図ることで、居住者や来街者の利便性を高めていく必要がある。

本市の人口は、昭和44年の市制施行後、平成9～10年に一時的に減少が見られたものの、この時期以外は現在に至るまで増加が続いていることから、少子高齢化は急激には進まないものの、中心市街地については、高齢化率が21.2%と全市の20.9%に比べ0.3%高くなっている。

(2) 都市福利施設整備の必要性

中心市街地の徒歩圏内には、生活者に必要な都市福利施設の集積が進んでおり、各施設における事業展開のみでなく、各施設間で連携した取組を進めていく必要がある。

また、中心市街地の少子高齢化といった現状は、若い世代が郊外へ流出していることによる結果であると考えられるが、平成22年以降に100戸を超える分譲マンションが3棟整備されており、若い世代にとっても便利な居住空間とすることで、定着（定住）を促すことが必要である。

このため、子育てを支援する「子育て総合支援センター事業」や「ファミリーサポートセンター事業」は、活性化の実現に向けて掲げた目標の「まちなか居住の推進」につながり、さらに、市内最大の交通結節点である駅前立地の利点を活かして駅前イベント広場や東海市芸術劇場等の集客施設でのイベント開催や大学施設を活用した新たな生涯学習事業等の展開は、「来街者の回遊性の拡大」という目標を実現していくためには必須の事業である。

(3) フォローアップ

毎年度末に事業進捗状況の調査を行って、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時においても再度進捗調査を行って、中心市街地の活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業名 6 大学連携事業 ○ 内容 日本福祉大学または星城大学と東海市による連携・協働型の生涯学習事業等の展開 ○ 実施時期 平成26年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市 ・日本福祉大学 ・星城大学 	<p>包括連携に関する協定に基づき大学が有する資源（施設、教員、学生など）を活用した生涯学習・研修などの各種事業・取り組みを行う。</p> <p>大学と市、地域住民等が協働し、地域の課題に対応した人材育成等を行うことにより、まちの魅力が向上するものであり、居住者及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援措置 地（知）の拠点整備事業（COC） ○ 実施時期 平成26年度～ 平成30年度 	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業名 7 子育て支援事業 ○ 内容 子育てについての相談、教室・講座の開催 ○ 実施時期 平成23年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市 	<p>子育て中の親が安心して子育てできる環境整備を行うことにより、地域子育て支援が充実して、中心市街地の活性化が進むものであり、若い世代の定着及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援措置 ○ 実施時期 	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 8 市民活動センター事業</p> <p>○ 内容 市民活動全般に対する支援 (情報収集・交換、交流の機会・会議場所提供、相談事業、印刷物作成支援等の事業を実施)</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	<p>・東海市</p>	<p>市民活動事業の対象は市内限定のものではなく、知多半島内を始め近隣自治体の団体との交流も積極的に行っており、実際に、市内外を問わず市民活動に関心のある多くの団体や個人の利用を得ている。</p> <p>今後の市民活動の更なる発展・活性化の相乗効果として、ますます様々な方の来所が見込まれるため必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 9 ファミリーサポートセンター事業</p> <p>○ 内容 会員が、お互いに助け合いながら子育て行う</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	<p>・東海市</p>	<p>仕事と育児の両立を支援し、「安心して子育て」ができるように、少子化対策の一環として、きめ細やかな子育て支援を展開することにより、地域子育て支援が充実して、中心市街地の活性化が進むものであり、若い世代の定着に必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 10 観光物産プラザ事業</p> <p>○ 内容 観光情報の発信や物産品の販売及び交流の促進を図る事業の展開</p> <p>○ 実施時期 平成24年度～</p>	<p>・東海市</p>	<p>観光情報の発信や地域物産品の販売を行うことにより、まちの魅力が向上するものであり、来街者の増加や商業の活性化を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 11 芸術劇場事業</p> <p>○ 内容 文化芸術の情報発信及び創造</p> <p>○ 実施時期 平成27年度～</p>	<p>・東海市</p>	<p>文化芸術に関する情報発信及び様々な公演を実施することで、市民が文化芸術を身近に感じられ、文化芸術を通じて交流することができるものであり、居住者及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 12 中心市街地活性化事務所事業</p> <p>○ 内容 地域住民や事業者との連携及び観光やにぎわいに関する相談・イベントの企画運営</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～</p>	<p>・東海市</p>	<p>中心市街地活性化事務所を設置し、太田川駅前広場等の管理運営業務を統括して実施することで、中心市街地のさらなる活性化と持続可能なにぎわいの創出が進み、まちの魅力が向上するものであり、居住者及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 13 パスポートセンター事業</p> <p>○ 内容 パスポートの発給業務</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～</p>	<p>・東海市</p>	<p>パスポートの申請受付及び交付業務を実施することで、東海市及び知多市からパスポートを必要とする多くの来街者があることから、来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 14 大屋根・立体横断施設事業</p> <p>○ 内容 大屋根の設置された全天候型の広場を活用した各種イベントを開催する。</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり東海 ・東海市 ・観光協会 	<p>(株)まちづくり東海が中心となり、地域住民や商業者、NPO等と協働して、気軽にイベントが行える場所となるよう環境を整備し、雨天時でも集客力の高いイベントを定期的で開催していくことは、商業の活性化及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援措置 ○ 実施時期 	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の居住人口は、臨海工業地帯の発展に呼応し昭和40年代において爆発的に人口が増加し、古くからの静かな農漁村集落であった本地区は急速に本市の中心市街地としての様相が形成されてきた。

これは、この地区が市内最大の公共交通の結節点であったことや、大規模小売店舗の進出もこの時期にあったことにより、居住人口や商業活動がこの地区に集中して、本市の中心市街地として形成されてきたものである。

しかし、その発展が急激であったために十分な都市基盤整備が成されないまま進み、その後のモータリゼーションの進展に対応したまちづくりが立ち遅れることとなった。

その結果、本市の増加する人口は、郊外に新たに開発される市街地へと拡散していき、車での生活が中心となった若い世代の郊外流出を加速させる原因ともなった。このような中心市街地の人口減少や、高齢化の進行は、中心市街地が衰退する一因ともなったと考えられるが、その後の太田川駅周辺整備の推進とあいまって、増加傾向に転じている。

(2) 事業の必要性

中心市街地の都市基盤整備は、本市にとっても重要な課題であったため、本地区を再び「東海市の顔・玄関口」とするため、土地区画整理事業を平成4年から、太田川駅を含めた鉄道の連続立体交差事業を平成13年から進め、こうした、インフラ整備を進めるとともに“にぎわい” “市民交流”の拠点としての市街地再開発事業を進めてきた。

本計画の目標である「まちなか居住の推進」のためには、こうした基盤整備を進めるとともに、そこに住むことへの魅力を備えることが不可欠である。

これらを踏まえると、実際にそこに居住する住民主導による大田街並みづくり協定事業は、良好な景観形成に資するとともに、居住者相互のコミュニケーション形成やまちづくりの意識向上につながるものであり、住みたくなる魅力あるまちづくりに大きな効果が期待できる。

また、美化活動事業においても同様の効果が期待でき、本計画には必要かつ重要な事業と位置付けられる。

街並みづくり協定や美化活動を進めることは「まちなか居住の推進」にもつながり、地区の活性化を一段と推進する事業となる。

これらに合わせ、公営住宅や民間資本を活用した中心市街地内へのマンション等共同住宅の建設促進について検討しながら、中心市街地のポテンシャルを高め中心市街地内の居住人口の増加に努める。

(3) フォローアップ

毎年度末に事業進捗状況の調査を行って、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業名 15 大田街並みづくり協定 ○ 内容 大田街並みづくりルールを運用し、景観に配慮した中心市街地づくり ○ 実施時期 平成21年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大田まちづくりの会 	<p>街並み景観に配慮することにより、美しく住みよい中心市街地とする。</p> <p>地元住民による取り組みであり、住民のコミュニティ形成や魅力ある住環境の創出に大きく貢献しているものであり、居住者及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援措置 ○ 実施時期 	



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 16 美化活動</p> <p>○ 内容 太田川駅周辺を中心とした、ゴミ拾い、落ち葉拾いを多様な主体を巻き込み実施</p> <p>○ 実施時期 平成24年度～</p>	<p>・ジャンプアップおおた協同組合</p>	<p>訪れて楽しく、美しい中心市街地とし、さらに多様な主体を巻き込んで実施することにより、住民のまちづくりの意識や地域コミュニティの強化を図ることは、居住者及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 17 共同住宅建設</p> <p>○ 内容 土地の有効活用等による共同住宅の供給支援</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～</p>	<p>・民間事業者</p>	<p>民間投資も活用しながら、学生用アパート等の住宅の供給により、まちなかの居住を促進していくことは、若者の定住と居住者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

本市の商業の状況は、卸売・小売業年間販売額でみると、平成3年の2,173億円から平成14年の1,397億円まで約34.7%の減少となっている。その後、平成19年には1,656億円まで回復したが、平成24年には1,508億円まで減少している。

一方、中心市街地においては、平成3年(213億円)から平成9年(204億円)にかけての卸売・小売業年間販売額は大きな落ち込みがなく、ほぼ横ばいの状態を保つことができたため、市全体に対するシェアは9.8%から12.8%へと増加している。しかし、平成14年にユニー太田川店が閉店したことにより、同年の販売額の落ち込みは大きく、平成3年に対し平成19年では約64.1%の減少となったが、平成24年には再び増加に転じている。

店舗数については、市全体と中心市街地とも減少が続いており、平成19年の市全体の店舗数は703店舗で平成3年の1,002店舗とでは約29.8%の減少となっている。中心市街地においては、平成19年の店舗数は44店舗で平成3年の112店舗から約60.7%の減少となり減少率が大きくなったが、平成27年には、112店舗まで回復した。

(2) 商業の活性化のための事業の必要性

昭和50年代の中心市街地の居住人口ピーク時以降、居住地等の郊外流出に伴い商業活動等が衰退し、特にユニー太田川店が閉店した平成14年以降は、人口、世帯数、商業、業務など全てが減少し、中心市街地としての機能が衰退し続けてきた。しかし、太田川駅の鉄道高架化や区画整理等、駅周辺の都市基盤整備が進む中、人口を始め、商業及び業務の市全体に占めるシェアも回復の兆候を見せ始めていることなどから、中心市街地のにぎわい拠点としての発展が見えてきている。

市街地再開発事業、駅西地区商業施設誘致等で魅力ある商業環境の整備は進んだことから、事業者間の連携や多様なサービスの提供について調整を図り、回遊性の向上や「創業支援計画」等により、まちなかで創業したい意欲的な事業者の支援を進めることにより、地域経済の活性化を図ることが重要である。

また、多くの訪日外国人旅行客が市内に宿泊している現状(※1)を踏まえ、観光の拠点となる嚶鳴広場(※2)やイベント広場への誘客を進める「中心市街地Wi-Fi環境整備事業」や「訪日外国人観光誘客事業」等に加えて、ホテル等の宿泊施設の誘致により、東海市の玄関口としての中心市街地のみならず、知多半島の玄関口としての役割を果たす中心市街地としていくためにも重要である。

(3) フォローアップ

毎年度末に事業進捗状況の調査を行って、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。

※1 平成26年度13,700人(出展:観光庁「宿泊旅行統計調査」平成26年速報値)

※2 東海市出身の細井平洲先生を始めとする先人の教えを学ぶために、東海市芸術劇場(ユウナル東海)内に設ける地域交流施設

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 18 ウィンターイルミネーション事業</p> <p>○ 内容 冬季に太田川駅周辺でイルミネーションによるライトアップを実施する。</p> <p>○ 実施時期 平成24年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり東海 ・観光協会 ・東海市 	<p>地域住民や大学生、高校生など多様な人々による市民参画型のイルミネーションを開催することにより、夜間景観を創造し、市民や観光客が気軽にまち歩きを楽しむことは、中心市街地における回遊性の向上や交流の拡大を図るために必要な事業である。</p> 	<p>○ 支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○ 実施時期 平成27年度～</p>	
<p>○ 事業名 19 にっぽんど真ん中祭り太田川駅前会場開催事業</p> <p>○ 内容 「にっぽんど真ん中祭り」のサテライト会場として市民参加型のまつりを開催する。</p> <p>○ 実施時期 平成24年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会 ・東海市 	<p>地域住民や大学生など中心市街地に関わる多様な人々の手で運営することにより、市内外の人との交流を促進していくことは、商業の活性化及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p> 	<p>○ 支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～</p>	

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 20 中心市街地商業活性化診断・サポート</p> <p>○ 内容 50m歩道等の公共空間の利活用方法について調査検討する。</p> <p>○ 実施時期 平成27年度～</p>	・東海市	50m歩道等の公共空間の利活用方法から商業活性化等に関する取り組みの支援を受けることにより、中心市街地のさらなる発展、活性化を進めることは、来街者の増加を図るために必要な事業である。	<p>○ 支援措置 中心市街地商業活性化診断・サポート事業</p> <p>○ 実施時期 平成28年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 21 中心市街地Wi-Fi環境整備事業</p> <p>○ 内容 商店やホテル等へ公衆無線LAN機器を設置する。</p> <p>○ 実施時期 平成27年度～平成29年度</p>	・東海市	まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき訪日外国人や国内旅客の誘客を推進することにより、外国人の回遊性を高めることは、商業の活性化及び来街者の増加を図るために必要な事業である。	<p>○ 支援措置 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金</p> <p>○ 実施時期 平成27年度～</p>	
<p>○ 事業名 22 訪日外国人観光誘客事業</p> <p>○ 内容 外国語のホームページや観光ガイドブックを作成し、訪日外国人を誘客する。</p> <p>○ 実施時期 平成27年度～</p>	・東海市	まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき訪日外国人の誘客を推進することにより、外国人の回遊性を高めることは、商業の活性化及び来街者の増加を図るために必要な事業である。	<p>○ 支援措置 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金</p> <p>○ 実施時期 平成27年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 23 中心市街地エリアマネジメント事業</p> <p>○ 内容 中心市街地のにぎわい創出等について検討するエリアマネジメントの推進。</p> <p>○ 実施時期 平成22年度～</p>	<p>・(株)まちづくり東海</p>	<p>店舗づくりや50m歩道でのイベント等に関する専門知識や経験を有するアドバイザー等とおして、円滑な商業活動やイベントが開催されることは、商業の活性化及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 24 にぎわい創出イベントプロモート事業</p> <p>○ 内容 駅前イベント広場を活用した各種イベントを展開する。</p> <p>○ 実施時期 平成24年度～</p>	<p>・(株)まちづくり東海 ・東海市 ・観光協会</p>	<p>(株)まちづくり東海が中心となり、地域住民や商業者、NPO等と協働してフリーマーケットやオープンカフェ等を企画するとともに、50m歩道が気軽にイベントが行える場所となるよう環境を整備し、集客力の高いイベントを定期的で開催していくことは、商業の活性化及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 25 人材育成セミナー</p> <p>○ 内容 店主の経営意識向上のための講習会を開催する。</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	<p>・商工会議所</p>	<p>中心市街地の店主を対象に専門家を講師として呼び講習会を行うことにより、店主の経営意識向上等を促すことは、商業の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 26 観光・物産の情報発信</p> <p>○ 内容 知多半島の観光・物産の情報発信基地を構築する。</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり東海 ・観光協会 ・東海市 	<p>情報を収集し、商店の誘致事業とあわせて情報を発信することにより、知多半島の観光・物産のハブ地区としていくことは、商業の活性化及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置 市観光協会補助金</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 27 山車まつり</p> <p>○ 内容 駅前イベント広場に大田に現有する山車を総揃えするまつりを開催する。</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり東海 ・観光協会 ・東海市 	<p>大田町等に現存する歴史ある山車を揃えるイベントを行うことにより、中心市街地の魅力を知ってもらい、多くの市内外からの集客を図ることは、来街者の増加を図るために必要な事業である。</p> 	<p>○ 支援措置 市観光協会補助金 商工会議所事業補助金</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	
<p>○ 事業名 28 観光ガイドブック作成事業</p> <p>○ 内容 太田川駅周辺の観光ガイドブックを作成する。</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり東海 ・観光協会 	<p>太田川駅周辺の観光資源を紹介し、中心市街地へ訪れるきっかけをつくることは、来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置 市観光協会補助金</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 29 駅前イベント広場を活用した他地区のイベントとの連携</p> <p>○ 内容 東海市の他地区のイベント時に、駅利用者等を対象にした出店等のサービスを行う。</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり東海 ・ジャンプアップおおた協同組合 	<p>太田川駅は、他地区でのイベント開催時の会場までのシャトルバス等の発着場となり、他地区でのイベント時であっても多くの人々が来街することから、駅前イベント広場を活用したミニイベント等を開催することは、商業の活性化及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援措置 ○ 実施時期 	
<p>○ 事業名 30 商品開発</p> <p>○ 内容 名物料理を創作したり、各家庭に眠る独自の料理方法や地域独自の料理を発掘したりする。</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり東海 ・ジャンプアップおおた協同組合 ・商工会議所 	<p>名物料理を創作し様々なイベント時に紹介し、話題性を創出することにより、中心市街地への興味・関心を引くことは、商業の活性化を図るために必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援措置 ○ 実施時期 	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 31 高校生によるまちづくり事業</p> <p>○ 内容 東海商業高校の教育活動の一環として、高校生が考えたキャラクター「まちづくり応援大使」を活用し、地域資源に着目した地域の活性化とにぎわいの創出という課題を解決する。</p> <p>○ 実施時期 平成19年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東海商業高校 ・東海市 	<p>高校生が考えたキャラクターを活用して地域のイベント等に参加することで、若い世代が自ら“まちのにぎわい創出”について考え実践するばかりでなく、キャラクター目当てにイベントに参加する人もいることから、来街者の増加を図るために必要な事業である。</p> <div data-bbox="636 745 1007 1151" style="text-align: center;"> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援措置 ○ 実施時期 	
<p>○ 事業名 32 大学生のまちづくり参加</p> <p>○ 内容 星城大学及び日本福祉大学の学生が各種事業へ参加する。</p> <p>○ 実施時期 平成20年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・星城大学 ・日本福祉大学 ・東海市 	<p>星城大学及び日本福祉大学が取り組んでいる各種事業（観光プロジェクト、商品企画、イベント企画など）との連携を図り、学生の積極的なまちづくりへの参画を進め、若い世代が“まちづくり”に関わっていくことは、来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援措置 ○ 実施時期 	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 33 大学生によるまちづくり課題調査研究事業</p> <p>○ 内容 星城大学及び日本福祉大学の学生が中心市街地の現状や課題を調査しまちの魅力について検討する。</p> <p>○ 実施時期 平成27年度～</p>	<p>・星城大学</p> <p>・日本福祉大学</p>	<p>大学生がまちなかを回遊し地域の人との交流や現状・課題を調査することにより、にぎわいづくり及び課題解決に向けた取組の創出につながることから、来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 34 まちなかウォーキング推進事業</p> <p>○ 内容 ウォーキング大会を開催する。</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～</p>	<p>・観光協会</p>	<p>参加者の健康づくりに貢献するだけでなく、飲食店との連携により、ウォーキングの休憩地点として中心市街地の回遊性を高めることで、商業の活性化及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 35 健康応援ステーション事業</p> <p>○ 内容 健康に暮らすことができる生活環境を整備する。</p> <p>○ 実施時期 平成23年度～</p>	<p>・商工会議所</p> <p>・東海市</p>	<p>健康診断の結果などから、市民一人ひとりにあった「食生活応援メニュー」と「運動応援メニュー」を判定し、商店では判定結果に合わせた食事メニューを提供することで、商業の活性化及び来街者の増加につながることから必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 36 まちなか創業支援事業</p> <p>○ 内容 創業希望者を対象としたセミナーの開催及び相談支援を実施する。</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～</p>	<p>・商工会議所</p> <p>・東海市</p>	<p>若者等の創業希望者を対象としたセミナーの実施等により、経営力の向上及び商工会議所等との連携が促進されるものであり、創業・新事業、事業転換等の効果も期待できることから、商業の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	
<p>○ 事業名 37 スイーツによるまちづくり事業</p> <p>○ 内容 スイーツ店と連携したお菓子づくりや体験教室を実施する。</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～</p>	<p>・観光協会</p>	<p>商店との連携や注目を浴びるようなお菓子づくり（50m歩道を活用した長いロールケーキ等）により、中心市街地への興味・関心を引くことは、商業の活性化及び来街者の増加につながることから必要な事業である。</p>	<p>○ 支援措置</p> <p>○ 実施時期</p>	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

名鉄太田川駅は、中部国際空港(セントレア)へ乗り入れている名鉄常滑線と知多半島を縦断する名鉄河和線の分岐駅であり、平成15年以降の利用者数は年々増加傾向にあり、平成25年には14,541人/日の乗降客数を擁した市内随一の交通結節点である。

名鉄名古屋駅や中部国際空港(セントレア)へは20分弱であり、東京と名古屋間のリニア中央新幹線開業時には、東京まで約1時間という交通の至便さから、近年はマンション等の需要の高まりを見せている。

らんらんバス(市循環バス)の運行についても太田川駅を中心としたルート・ダイヤが組まれており、3ルートで運行されているバスは、全て太田川駅に停車している。

駅前イベント広場では、整備以来多くのイベントが実施されてきたが、駅前イベント広場は、太田川駅から駅前広場(道路空間)を介して接続しているものの、イベント開催時の駅からのにぎわいの連続性が課題となっている。

(2) 事業の必要性

太田川駅から駅前イベント広場までの間には、駅前広場(道路空間)があるため、都市利便増進協定(※)等の活用により、道路空間においてオープンカフェ等を実施し、駅前イベント広場などで実施するイベントと一体的な事業の展開を図り、太田川駅周辺のにぎわいや交流の場を創出する必要がある。

(3) フォローアップ

毎年度末に事業進捗状況の調査を行って、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。

※都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりのルールを地域住民が自主的に定める協定制度であり、良好な居住環境の確保や地域の活性化等、地域主体の公共的な取組みを促進するとともに、市町村と適切に役割分担を図りながら、まちづくりを促進することが可能となる制度。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○ 事業名 38 オープンカフェ等設置事業</p> <p>○ 内容 道路占用許可の特例を活用し、太田川駅東広場及び東広場噴水まわり等においてオープンカフェ等を設置する。</p> <p>○ 実施時期 平成27年度～</p>		<p>駅前イベント広場やユウナル東海のイベント開催に合わせて設置することにより、周辺店舗の活性化への相乗効果が期待され、居住者や来街者にとって魅力あるまちづくりにつながるものであり、居住者の増加及び来街者の増加を図るために必要な事業である。</p> 	<p>○ 支援措置 道路の占用の特例</p> <p>民間まちづくり活動促進事業</p> <p>○ 実施時期 平成28年度～</p>	

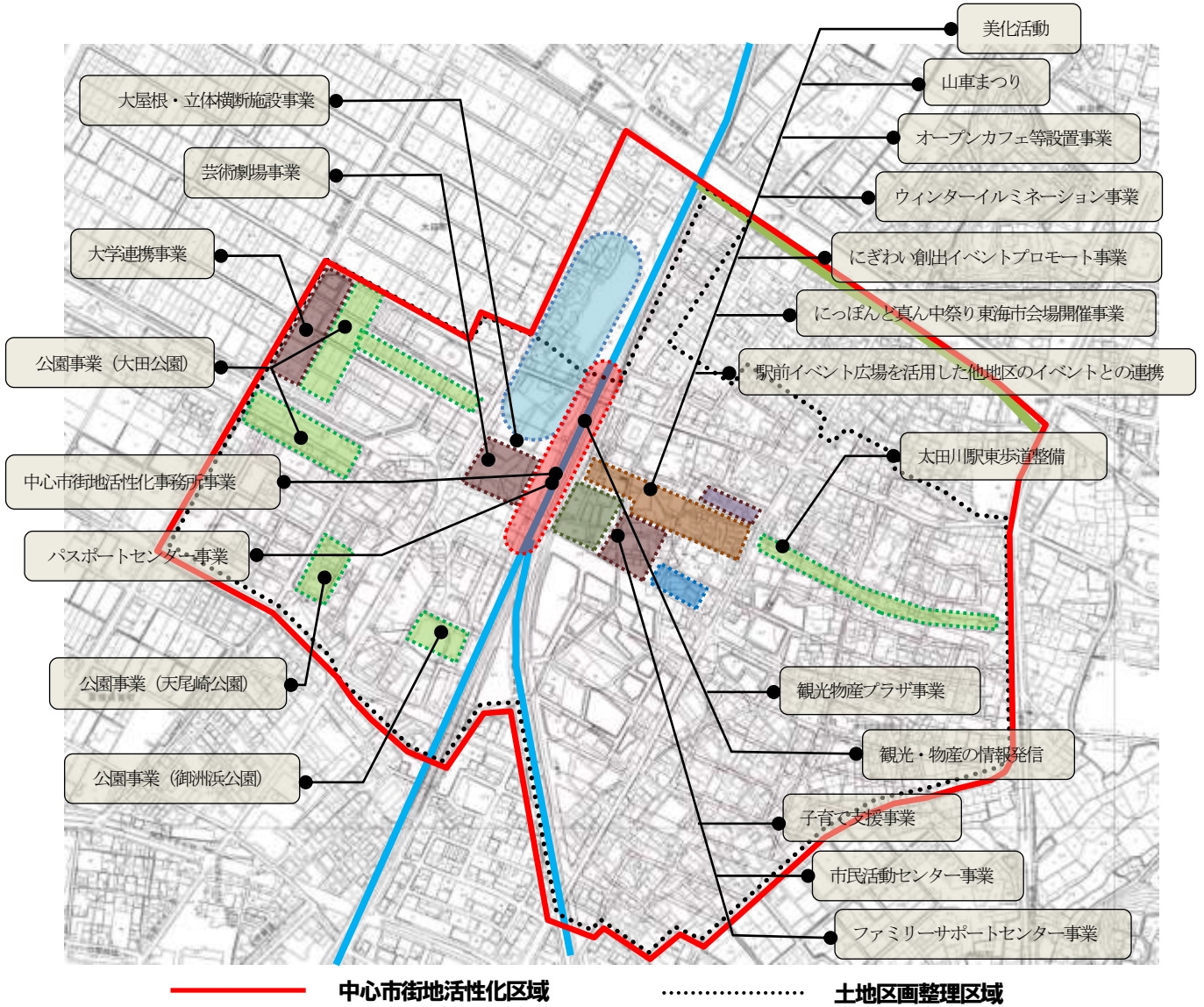
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

☆4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



区画整理地区内での事業

- 東海太田川駅周辺土地区画整理事業
- 大田街並みづくり協定
- 共同住宅建設

その他エリア全体での事業

- 中心市街地エリアマネジメント事業
- 中心市街地Wi-Fi環境整備事業
- 訪日外国人観光誘客事業
- 中心市街地商業活性化診断・サポート
- 人材育成セミナー
- 観光ガイドブック作成事業
- 商品開発
- 高校生によるまちづくり事業
- 大学生によるまちづくり課題調査研究事業
- 大学生のまちづくり参加
- まちなかウォーキング推進事業
- 健康応援ステーション事業
- まちなか創業支援事業
- スイーツによるまちづくり事業